

令和4年6月24日

令和4年度第3回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和 4 年 6 月 24 日（金）午前 9 時 30 分
場 所 美浦村役場 3 階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
議案第 1 号 美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則
- 3 その他
- 4 閉会

議案第 1 号

美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 2 4 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

令和 4 年美浦村教育委員会規則第 号

美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

美浦村児童手当事務取扱規則（平成 2 8 年美浦村教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「記録・管理すべき情報」に改め、同条中「備える帳簿等」を「記録・管理すべき情報」に、同条第 1 号から第 3 号の規定中「台帳」を「情報」に改める。

第 1 1 条中「ときは」を「とき、又は同条第 3 項の規定により現況届の提出を省略させたときは」に、同条第 1 号及び第 2 号中「記載事項等」を「記載事項、又は公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報等」に改める。

第 1 5 条第 1 項及び第 2 項中「法律」を「法」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「規定する休日」の次に「（以下「休日」という。）」を加え、「、1 月 2 日、1 月 3 日又は 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日（以下「日曜日等」という。）」を削る。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 5 号中「台帳」を「情報」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の美浦村児童手当事務取扱規則の規定は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

美浦村児童手当事務取扱規則新旧対照表

現行	改正後（案）
（<u>備え付けるべき帳簿等</u>） 第2条 村において<u>備える帳簿等</u>は、次のとおりとする。 （1）児童手当・特例給付受給者<u>台帳</u>（様式第1号） （2）児童手当受給者<u>台帳</u>（施設等受給者用）（様式第2号） （3）児童手当・特例給付父母指定者管理<u>台帳</u>（様式第5号） （一般受給者に係る現況届の受理） 第11条 村長は、一般受給者から府令第4条第1項に規定する現況届書の提出を受けたときは 、次により処理するものとする。 （1）当該現況届書の<u>記載事項等</u> により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には、第4条に規定する児童手当（特例給付）認定通知書により当該一般受給者に通知すること。 （2）当該現況届書の<u>記載事項等</u> により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該現況届書を	（<u>記録・管理すべき情報</u>） 第2条 村において<u>記録・管理すべき情報</u>は、次のとおりとする。 （1）児童手当・特例給付受給者<u>情報</u>（様式第1号） （2）児童手当受給者<u>情報</u>（施設受給者用）（様式第2号） （3）児童手当・特例給付父母指定者管理<u>情報</u>（様式第5号） （一般受給者に係る現況届の受理） 第11条 村長は、一般受給者から府令第4条第1項に規定する現況届書の提出を受けたとき、又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。 （1）当該現況届書の<u>記載事項、又は公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）</u>により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には、第4条に規定する児童手当（特例給付）認定通知書により当該一般受給者に通知すること。 （2）当該現況届書の<u>記載事項、又は公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）</u>により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該現況届書を

もって児童手当又は特例給付の認定を取り消し、児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書（様式第10号）により当該一般受給者に通知すること。

（寄附に係る事務処理）

第15条 第4条の規定により認定を受けた一般受給資格者及び第5条の規定により認定を受けた施設等受給資格者（以下受給資格者という。）からの法律第20条の規定による寄附の対象となる児童手当等は、当該寄附に係る申出のあった日以後に支払われるべき児童手当等とし、その申出は、寄附の対象となる児童手当等の支払期月（法第8条第4項に規定する支払期月をいう。以下同じ。）の前月の10日までに行われるものとする。

2 村長は、受給資格者から府令第12条の9第1項に規定する寄附に係る申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払い期月ごとに当該受給資格者に支給されるべき児童手当等の額（法律第21条の規定に基づき徴収等される額又は法第22条の規定に基づく特別徴収額がある場合は、当該徴収等される額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、当該受給資格者に代わって受領するものとする。この場合において、村長は、児童手当（特例給付）に係る寄附受領証明書（様式第14号）を当該受給資格者に送付するものとする。

もって児童手当又は特例給付の認定を取り消し、児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書（様式第10号）により当該一般受給者に通知すること。

（寄附に係る事務処理）

第15条 第4条の規定により認定を受けた一般受給資格者及び第5条の規定により認定を受けた施設等受給資格者（以下受給資格者という。）からの法第20条の規定による寄附の対象となる児童手当等は、当該寄附に係る申出のあった日以後に支払われるべき児童手当等とし、その申出は、寄附の対象となる児童手当等の支払期月（法第8条第4項に規定する支払期月をいう。以下同じ。）の前月の10日までに行われるものとする。

2 村長は、受給資格者から府令第12条の9第1項に規定する寄附に係る申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払い期月ごとに当該受給資格者に支給されるべき児童手当等の額（法第21条の規定に基づき徴収等される額又は法第22条の規定に基づく特別徴収額がある場合は、当該徴収等される額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、当該受給資格者に代わって受領するものとする。この場合において、村長は、児童手当（特例給付）に係る寄附受領証明書（様式第14号）を当該受給資格者に送付するものとする。

る。 3 (略) (支払) 第19条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日_____、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。 2 (略) 3 (略)	る。 3 (略) (支払) 第19条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）_____に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。 2 (略) 3 (略)
---	---

様式第1号(第2条関係)

(表面)

児童手当・特例給付受給者情報

受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)	性別		男・女	生年月日	・		職業	ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等でない者		配偶者の有無	有・無		
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -										個人番号		
	1月1日時点の住所(1～5月分は前年、6～12月分は本年)	(上欄と異なる場合に記入してください)										電話	()	
		名称		支店名		口座番号		口座名義						
配偶者等	(ふりがな) 氏名					住所 (請求者と異なる場合)								
	職業	ア.被用者 イ.公務員 (勤務先:) ウ.被用者等でない者		個人番号			1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、6～12月分は本年)	(上欄と異なる場合に記入してください)						
児童	氏名 及び 個人番号(別居監護の場合)	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当・特例給付該当年月日			非該当年月日	
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	未成年後見人・ 父母指定者・ 同居父母	3歳未満	3歳以上 小学校修了前	小学校修了後 中学校修了前	・	
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	未成年後見人・ 父母指定者・ 同居父母	・	・	・	・	
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	未成年後見人・ 父母指定者・ 同居父母	・	・	・	・	
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	未成年後見人・ 父母指定者・ 同居父母	・	・	・	・	
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	未成年後見人・ 父母指定者・ 同居父母	・	・	・	・	
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	未成年後見人・ 父母指定者・ 同居父母	・	・	・	・	
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	未成年後見人・ 父母指定者・ 同居父母	・	・	・	・	
加入している公的年金制度の種類					扶養親族等及び児童の数	人	認定年月日	支給開始年月		手当月額				
ア.厚生年金保険 イ.国民年金 ウ.その他() ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は格別内に○を記入してください。 ()私立学校教職員共済 ()地方公務員等共済 ()国家公務員共済					うち老人控除対象配偶者 及び老人扶養親族の合計数		(人)	・	・		・3歳未満分 ・3歳以上小学校修了前分 ・中学生分 計			
備考	所得の状況		年分所得額		支給事由消滅 年月日・消滅事由		・				円			
	区分		児童手当 特例給付		(消滅事由)						円			

(裏面)

年度		年 度		年 度		年 度		年 度		年 度	
区分		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
現 況 届	届 出 の 有 無	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
	被用者又は公務員か否かの別	被 ・ 公 ・ 非 被		被 ・ 公 ・ 非 被		被 ・ 公 ・ 非 被		被 ・ 公 ・ 非 被		被 ・ 公 ・ 非 被	
	加 入 年 金 等 の 種 別										
	前 年 の 所 得 額	円		円		円		円		円	
	扶養親族等及び児童の数	人		人		人		人		人	
	うち老人控除対象配偶者 及び老人扶養親族の合計数	(人)		(人)		(人)		(人)		(人)	
	区 分	児 童 手 当 特 例 給 付		児 童 手 当 特 例 給 付		児 童 手 当 特 例 給 付		児 童 手 当 特 例 給 付		児 童 手 当 特 例 給 付	
備 考											
支 払 金 額	支 払 年 月 日	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
	10 児 童 手 当 等 の ① 支 払 金 額	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
	月 学 校 給 食 費 等 徴 収 等 額 ②	円		円		円		円		円	
	期 保 育 料 の 特 別 徴 収 額 ③	円		円		円		円		円	
	寄 附 金 額 ④	円		円		円		円		円	
	支払金額(①-②-③-④)	円		円		円		円		円	
	支 払 年 月 日	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
	2 児 童 手 当 等 の ① 支 払 金 額	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
	月 学 校 給 食 費 等 徴 収 等 額 ②	円		円		円		円		円	
	期 保 育 料 の 特 別 徴 収 額 ③	円		円		円		円		円	
	寄 附 金 額 ④	円		円		円		円		円	
	支払金額(①-②-③-④)	円		円		円		円		円	
	支 払 年 月 日	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
	6 児 童 手 当 等 の ① 支 払 金 額	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
	月 学 校 給 食 費 等 徴 収 等 額 ②	円		円		円		円		円	
	期 保 育 料 の 特 別 徴 収 額 ③	円		円		円		円		円	
	寄 附 金 額 ④	円		円		円		円		円	
	支払金額(①-②-③-④)	円		円		円		円		円	
	備 考										

様式第2号(第2条関係)

(表面)

児 童 手 当 受 給 者 情 報 (施 設 等 受 給 者 用)																																		
受 給 者	(ふりがな)												個人番号						職業	ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等でない者	支 払 金 融 機 関	名称					支店名							
	設置者等の氏名 (法人名等)																					銀行 金庫 信組 農協 漁協					支店コード (3ケタ)							
	性別	男・女	生年月日		・		施設等の名称							施設等の種類								口座番号					口座名義							
	設置者等の住所地 (法人の主たる事務所の所在地)		〒		—		電話 ()							施設等所在地 又は里親住所		〒		—		電話 ()														
加入している公的年金制度の種別															認 定 年 月 日					支 給 開 始 年 月					手 当 月 額									
ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 () ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 地方公務員等共済 () 国家公務員共済															支給事由消滅年月日・ 消 滅 事 由					・					3歳未満分					円				
																									3歳以上分					円				
備考															(消滅事由)										計					円				

(裏面)

区 分		年 度	年 度															
現 況 届	届 出 の 有 無		有 ・ 無															
	被用者又は公務員であるか否かの別		被 ・ 公 ・ 非被															
	加 入 年 金 等 の 種 別																	
備 考																		
施 設 入 所 等 児 童 の 氏 名																		
生 年 月 日			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
入 所 等 期 間																		
支 払 金 融 機 関																		
口 座 番 号																		
児 童 手 当 該 当 年 月 日	3 歳 未 満		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
	3 歳 以 上		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
児 童 手 当 非 該 当 年 月 日			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
支 払 金 額	10 月 期	支 払 年 月 日	・ ・														計 円	
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
		支 払 金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	2 月 期	支 払 年 月 日	・ ・														計 円	
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
		支 払 金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	6 月 期	支 払 年 月 日	・ ・														計 円	
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
		支 払 金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
備 考																		

※支払金融機関及び口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。

